

公益財団法人 東京海上各務記念財団
2025 年度 ASEAN 奨学生募集要項

当財団は、1939 年に東京海上火災保険の会長であった各務謙吉の遺志に基づき、広く社会に貢献する人材の育成および学術研究の振興を図ることを目的として設立されました。日本と ASEAN 各国の人材および学術の国際交流を図り、併せて友好と親善を促進するために奨学生の募集を行います。

1. 応募資格

以下のすべての項目に該当し、大学推薦を受けた者

(1) ASEAN 加盟国※の国籍を有する私費留学生

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、
ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(2) 財団が指定する大学の大学院修士もしくは博士課程に学位取得を目的として正規に在籍（予定）し、学業を継続する者（研究分野は限定しない）

(3) 原則として、2025 年 4 月 1 日現在、修士課程（博士課程前期）専攻者は 30 才以下、博士課程（博士課程後期）専攻者は 35 才以下

(4) 健康状態が良好で学業成績が優良である者

(5) 日本語を精力的に学び、日本語でコミュニケーションすることを望む者。さらには、奨学生期間の修了時には N1 レベル到達を目指して取り組む意欲がある者。

(6) 国際親善に関心があり、財団行事への参加および奨学生間の交流に意欲がある者（日本の文化にふれる会、奨学生向け合宿、ASEAN を知る会等）

(7) 他の奨学金を受けておらず、今後他の研究支援金を申し込む予定のない者
但し「文部科学省外国人留学生学習奨励費」は重複可

2. 採用予定数

指定 14 大学（東京大、一橋大、東京科学大、筑波大、東京外国語大、慶応大、早稲田大、上智大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大、北海道大、九州大）
より合計 6 名程度（前年採用実績 8 名）

3. 奨学金の内容および支給期間（給付型につき返済不要）

(1) 支給月額：180,000 円（年額 216 万円）

(2) 支給期間

2025 年 4 月から正規専攻課程の最短修業年限の終期まで

但し、その終期を待たずに目的の学位を取得した場合は、その取得時まで

(3) 給付方法

毎月当月分を本人口座へ振り込む

但し、初回は 4～6 月の 3 ヶ月分を 6 月に給付

4. 応募方法

以下の書類を担当課経由で提出すること

(1) 学資給与願／自己申告書／履歴書／身上書

(2) 在学証明書（入学予定者は、入学許可書または合格通知の写）

(3) 成績証明書（前年度・直前の修了課程のもの）

※学校推薦者には後日、推薦状をご提出いただきます。

(4)指導教官の推薦状（日本語・英語いずれも可）

(5)健康診断書（後日送付可）

(6)パスポート写し

5. 応募締切

留学生課締め切り：2025年3月5日（水）

6. 選考、結果通知、認定式

第一次選考	書類選考	
	結果通知	4月15日（火）
第二次選考	面接	4月23日（水） 詳細は本人宛にメールで連絡
	結果通知	4月24日（木）
採用通知		5月16日（金）以降 メールおよび書面にて本人宛に通知
		※選考結果に関するの問い合わせには公平性の観点から答えられない
奨学生認定式		5月27日（火）12:00～16:00 東京にて開催
		※面接、奨学生認定式は、首都圏以外の大学の学生の国内飛行機、新幹線代は財団負担

7. 奨学生の主な義務

(1)毎月、財団事務所またはオンラインで面談を行うこと

(2)参加必須の財団行事に出席すること

①奨学生認定式：2025年5月27日（火）12:00～16:00 東京で開催

②交流の集い（奨学生・現役&OBOG 懇親会）：毎年11月上旬 18:00～20:00 東京で開催

次回は2025年11月7日（金）18:00～20:00

(3)3か月ごとに、財団所定のレポートを提出すること

8. 奨学金の休止、停止または廃止

(1)奨学生が休学、長期欠席したときは、学資の給与を休止、学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、学資の給与を停止

(2)奨学生が病気その他の理由により成業の見込みのないとき、学業成績または性行が不良となったとき、在籍大学の学籍を失ったとき、前記1に記載する応募資格を失ったときなどは、学資の給与を廃止

(3)当財団の奨学生同士が結婚したときは、何れか1名の学資の給与を廃止

9. その他

本要項に記載がない事項については、「ASEAN 諸国留学生学資給与規程」に定めるところによる

10. 【提出先】 留学生課 留学生生活係

TEL: 042-330-5185 Email: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp

受付時間 平日 9:00～16:30（土日祝日等を除く）

以上

公益財団法人東京海上各務記念財団

ASEAN諸国留学生学資給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本財団から学資の給与を受ける留学生（以下奨学生という）は、ASEAN諸国の国籍を有し、私費で日本の大学の大学院博士もしくは修士課程に学位取得を目的として正規に在籍する者（以下それぞれ博士課程専攻者および修士課程専攻者という）で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 健康状態が良好で学業成績が優良であること。
- (2) 他の奨学金を受けていないこと。
- (3) 国際理解と親善に関心をもち、貢献を期すること。
- (4) 奨学生採用時（毎年4月1日）の年齢は博士課程専攻者は満35歳以下、修士課程専攻者は満30歳以下とする。但し本財団が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(学資の額および給与期間)

- 第2条
1. 奨学生に給与する学資の額は、月額180,000円とする。
 2. 前項の学資の給与期間は奨学生として採用することを決定した学年の始期から正規の専攻課程の最短修業年限の終期までとする。但し、本財団が特別の事情があると認めたときは6カ月を超えない期間について延長を行うことがある。

第2章 奨学生の採用と学資の給与

(願書等の提出)

第3条 奨学生を志望する者は、次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 学資給与願
(写真は最近撮影の半身脱帽のもの)
- (2) 履 歴 書
- (3) 身 上 書

- (4) 大学院の在学証明書および成績証明書ならびに指導教授の推薦状
- (5) 健康診断書

(採 用)

- 第4条 1. 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定し、その結果を本人および在籍大学学長に通知する。
2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から4週間以内に誓約書を理事長あてに提出しなければならない。

(学資の給与)

- 第5条 学資は毎月一定日に、本財団事務所において本人に給与する。
- ただし、特別の事情があると判断される場合には、便宜な方法により直接本人に送金して行うものとする。

(報告事項)

- 第6条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

- 第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに本財団に届け出なければならない。
- ただし、奨学生が病気、その他の事由により届け出ることができないときは、在籍大学学長を経て届け出るものとする。
- (1) 休学、復学、転学、留年、退学したとき。
 - (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
 - (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

(学資の休止及び停止)

- 第8条 1. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、学資の給与を休止する。
2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、第2条に定める学資の給与を停止する。

(学資の復活)

- 第9条 前条の規定により学資の給与を休止または停止された者が、その事由が止んで在籍大学学長を経て願い出たときは、第2条に定める学資の給与を復活することがある。

(学資の廃止)

- 第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると本財団が認めるときは、在籍大学学長の意見を参照して第2条に定める学資の給与を廃止する。
- (1) 病気その他の理由により成業の見込みのないとき。
 - (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
 - (3) 在籍大学で処分を受け学籍を失ったとき。
 - (4) 第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき。
 - (5) その他本財団が学資の給与を不相当と認めるとき。

(学資の辞退)

第11条 奨学生は、いつでも学資の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な補導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経て行う。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から適用する。

令和5年4月1日 一部改訂(第2条第2項)